

守谷市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。第1条の4第9項の規定に基づき、守谷市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもつて組織する。

(会議)

第3条 会議の招集は、市長が会議の日時、場所及び会議に付すべき事件をあらかじめ通知して行う。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に対して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議は、緊急を要する場合には、市長と教育長だけで開催することができる。

4 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

5 会議の議事進行は、市長が行う。

(意見聴取)

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれのあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書きの規定により非公開とした部分を除き、守谷市公式ホームページに掲載するものとする。

(事務局)

第7条 会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。